

(その1)



収 支 報 告 書

令和 5 年 分
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)
1 政治団体の名称

かだゆきことすすむかい

かだ由紀子と進む会

2 主たる事務所の所在地

滋賀県大津市京町2丁目4-23

3 代表者の氏名

小松 明美

4 会計責任者の氏名

川添 隆

事務担当者の氏名

小松明美

(電話) 090-9696-1504

(電話) 077-509-7206

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政 党
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 嘉田由紀子

公職の種類 参議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	343,772 ^円
(前 年 か ら の 繰 越 額)	93,592
(本 年 の 収 入 額)	250,180
支 出 総 額	308,680
翌 年 へ の 繰 越 額	35,092

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	円
員 数	人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イ を 除 く 。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	250,000 ^円	
(うち 特 定 寄 附)		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	250,000	
(寄 附 の うち 寄 附 の あ っ せ ん に よ る も の)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア + イ)	250,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
その他事業	180 ^円	
この頁の小計	180	
合 計	180	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
嘉田真平	130,000 ^円	R5. 1. 4	大津市京町1丁目1-6	団体職員 医師		
嘉田真平	120,000	R5. 11. 13	大津市京町1丁目1-6	団体職員 医師		
こ の 頁 の 小 計	250,000					
そ の 他 の 寄 附						
合 計	250,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1) 人 件 費	28,680	
(2) 光 熱 水 費		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		
(4) 事 務 所 費	250,000	
小 計	278,680	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費		
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣 伝 事 業 費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ そ の 他 の 事 業 費		
(4) 調 査 研 究 費	30,000	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		
(6) そ の 他 の 経 費		
小 計	30,000	
合 計	308,680	

(その1.4)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分 事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
監査報酬	130,000 ^円	R5.1.13	馬場喜久雄	大津市真野2丁目6番31号	
事務所使用料	120,000	R5.11.21	嘉田由紀子事務所	大津市京町2丁目4-23	
この頁の小計	250,000				
その他の支出					
合計	250,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 調査研究費 (調査協力費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
調査協力費	10,000 ^円	R5.5.19	高村洋司	高島市マキノ町下開田335	
調査協力費	10,000	R5.5.19	河村良子	大津市大谷1-2	
調査協力費	10,000	R5.5.19	川村奈々	高島市安曇川町上古賀945	
この頁の小計	30,000				
その他の支出					
合計	30,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 15 日

政治団体の名称 かだ由紀子と進む会

会計責任者の氏名 川添 隆



（解散年のみ記入）
代表者の氏名

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の提出は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者および会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者および会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和6年1月12日

かだ由紀子と進む会
代表 小松明美 殿

登録政治資金監査人 長場喜久雄
登録番号 第5591号
研修終了年月日 令和1年9月6日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、かだ由紀子と進む会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込の写しを含む。以下同じ）について支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、かだ由紀子と進む会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項に規定する事項について、会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書にかかる支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

かだ由紀子と進む会と私の間には、法19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、かだ由紀子と進む会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

願により訂正

本頁削除

令和7年1月30日 会計責任者 川添隆

願により訂正 本頁削除、

令和7年 3月21日 会計責任者 嘉田由紀子 

政治資金監査報告書

令和6年1月12日

かだ由紀子と進む会

代表 小松明美 殿

登録政治資金監査人

馬場喜久雄 

登録番号 第5591号

研修終了日年月日 令和1年9月6日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、かだ由紀子と進む会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込の写しを含む。以下同じ）について支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、かだ由紀子と進む会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項に規定する事項について、会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書にかかる支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

かだ由紀子と進む会と私の間には、法19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、かだ由紀子と進む会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

願により訂正 本頁追加

令和7年 1月30日 会計責任者 川添隆 

政治資金監査報告書

令和6年1月12日

かだ由紀子と進む会

代表 小松明美 殿

登録政治資金監査人へ

登録番号 第5591号

研修終了日年月日 令和1年9月6日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、かだ由紀子と進む会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込の写しを含む。以下同じ）について支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、かだ由紀子と進む会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13項2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13項2項に規定する事項について、会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13項第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13項第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書にかかる支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

かだ由紀子と進む会と私の間には、法19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
また、かだ由紀子と進む会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

原真により訂正 本頁追加

令和7年3月21日 会計責任者 嘉田由紀子

